

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 政策総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第1号 宇治市火災予防条例の一部を改正する条例  
 ..... (予防課) ... 2
- 条例第2号 宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例  
 ..... (交通政策課) ... 2

### 告 示

- 告示第12号 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を  
 改正する要綱 ..... (こども福祉課) ... 2

### 公 営 企 業

- 告示第1号 電子印の登録及び廃止 ..... 3
- 公告第2号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更 ..... 3
- 公告第3号 宇治市指定給水装置工事業者の指定の取消処分の  
 取消し ..... 3
- 公告第4号 宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更  
 ..... 3

条例

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年1月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第1号

宇治市火災予防条例の一部を改正する条例

宇治市火災予防条例（昭和48年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「電気」を「電気自動車等（電気）に、「以下この条」を「第12号において同じ。」をいう。以下この条」に、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イ後段を削り、同号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加え

る。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和3年1月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第2号

宇治市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

宇治市自転車等駐車場条例（昭和57年宇治市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「

近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場	宇治市伊勢田町中山48番地
近鉄伊勢田駅前第2自転車等駐車場	宇治市伊勢田町中山28番地の4

を

「

近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場	宇治市伊勢田町中山50番地の3
----------------	-----------------

」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市自転車等駐車場条例第2条の表に規定する近鉄伊勢田駅前第1自転車等駐車場に係る定期利用の許可を受けている者は、当該許可を受けている期間について、改正後の第2条の表に規定する近鉄伊勢田駅前自転車等駐車場に係る定期利用の許可を受けているものとみなす。

（揭示済）

告示

宇治市告示第12号

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和3年2月5日

宇治市長 松村 淳子

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱の一部を改正する要綱

宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成15年宇治市告示第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の菟道第二育成学級の項中

「

120人

180人

」に改める。

」

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**公 営 企 業**

**宇治市上下水道事業告示第1号**

電子印の登録及び廃止について

次のとおり電子印を登録し、及び廃止したので、宇治市上下水道部公印規程（昭和42年宇治市水道事業管理規程第1号）第11条第3項の規定により、告示します。

令和3年1月22日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登録番号	名 称	番号	使用区分	使用開始年月日	印 影
9	宇治市長印	1	人事給与システムから出力する辞令書及び任用通知書	令和3年1月4日	

廃止

電子印登録番号	名 称	番号	使用区分	使用廃止年月日	印 影
6	宇治市長印	1	人事給与システムから出力する辞令書及び任用通知書	令和2年12月31日	

(揭示済)

**宇治市上下水道事業公告第2号**

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和3年2月5日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第301号	岡田水道	岡田工建

**宇治市上下水道事業公告第3号**

宇治市指定給水装置工事業者の指定の取消処分の取消しについて

次の者に係る平成26年8月8日付けで行った水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11の規定による指定の取消処分を取り消したので公告します。

令和3年2月5日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第360号 岡田水道

**宇治市上下水道事業公告第4号**

宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和3年2月5日

宇治市長 松村 淳子

指 定 番 号	変 更 前	変 更 後
第360号	岡田水道	岡田工建

